



# 生きる力を 支える仕事

紛争地で命と尊厳を守る

2017.0327/209.02.2017 5,000



ICRC

赤十字国際委員会 駐日事務所

ICRC駐日事務所

検索



ICRC

# HISTORY

## 赤十字国際委員会 (ICRC) の歴史

- 1859年 スイス人のアンリー・デュナンが北イタリアのソルフェリーノで戦争に遭遇。負傷兵の救護活動を行う
- 1863年 **赤十字国際委員会 (ICRC) の発足**  
「傷ついた人々を敵味方の区別なく救護する」というデュナンの考えのもと、中立・独立・公平を掲げるICRCの前身「五人委員会」が発足
- 1864年 **ジュネーブ条約と各国赤十字社の誕生**  
平時に救援活動を行う赤十字社をヨーロッパの四カ国に設立
- 1901年 アンリー・デュナンが第一回ノーベル平和賞を受賞  
※以後ICRCとしては同賞を三回受賞。1917年と1944年は第一次・第二次世界大戦下における人道支援活動に対して、100周年を迎えた1963年には赤十字社連盟とともにその荣誉に授かる
- 1919年 **赤十字社連盟の発足**  
各国赤十字社の活動の調整と強化を目的とした赤十字社連盟が誕生（1991年に「国際赤十字・赤新月社連盟」に改称）
- 1949年 多数の市民が攻撃にさらされた第二次世界大戦を教訓に、文民の保護などを規定したジュネーブ四条約が成立  
収容所訪問や被爆地支援を行っていた駐日代表部を閉鎖
- 1977年 **ジュネーブ条約追加議定書**  
四つのジュネーブ条約を補完するために第一・第二追加議定書が採択される。武力紛争における被害者の保護や非国際的武力紛争（内戦）時における人道法の適用を規定
- 1997年 & 2008年 **「戦争に用いる手段と兵器の制限」**  
1997年に対人地雷、2008年にクラスター弾を禁止する条約の締結を国際社会に働きかける
- 2009年 60年ぶりに駐日事務所を開設

## よくある質問

### Q1 日本赤十字社とはどのように違うの？

ICRCは紛争地に特化して、人道支援を行う赤十字機関です。その活動資金は、各国政府からの任意の拠出金で成り立っています。日本赤十字社はICRCの医療活動に職員を派遣したり、募金の一部をICRCに寄与するなど、赤十字運動内での連携を積極的に行っています。

### Q2 ICRCはNGO？それとも国連機関？

NGOでも国連機関でもありません。戦時に適用されるジュネーブ諸条約および同条約の加入国の政府が参加する赤十字・赤新月国際会議によって公式に承認された独立した国際人道支援組織です。本部はスイス・ジュネーブにあります。

### Q3 世界に事務所はいくつあるの？

世界80カ国以上に拠点を置いて活動を展開しています。地域代表部、代表部、事務所があり、地域代表部・代表部は駐在国政府と地位協定を結んで外交特権を得ているところが多く、いかなる国や組織、勢力からも独立しています。必要に応じて当該国の赤十字・赤新月社と連携して任務を行います。

### Q4 日本政府との連携は？

1953年にジュネーブ諸条約に加入した日本政府は、ICRCの活動を主要ドナー国として支えています。2012年にはアジアで初めて「ICRCドナー・サポート・グループ会合」のホスト国となりました。

紛争地での危機管理や職員の安全確保については、ICRCが有する知識や情報を外務省と共有し、ハイレベル対話の機会を毎年設け、世界中の人道問題について意見交換を行っています。また、防衛省の要請のもと、自衛隊とも定期的な対話の場を設け、捕虜や被拘束者の保護や取り扱いなど、人道法に基づいた指導や養成、訓練を支援しています。

### Q5 駐日事務所の具体的な活動は？

2009年に東京に駐日事務所を開設して以来、主に以下の5つの活動を行っています。①外務省、防衛省との関係を強化し、ICRCとその活動への支援と協力、理解を求めると、②戦争や紛争下での非人道的な行為に対して、国際社会の一員として政治的イニシアチブの発揮を日本政府に促すこと、③広報活動を通じて紛争地の現状や人道問題に関心を持ってもらうこと、④日本人の職員を増やすこと、⑤人道法の精神の普及です。



Juan Arredondo/ICRC

## 国際人道法の「守護者」としてのICRC

### 国際人道法とは

敵対行為に参加しない、また、もはや参加していない人々を保護することを目的に、戦争の手段や方法を制限している法規則です。紛争などの非常時であっても、一般市民や社会的弱者に対しては虐待や暴行ではなく支援と保護の手が差し伸べられなければなりません。その精神と原則は全ての紛争当事者によって尊重されなければなりません。

### 国際人道法とICRC

ICRCは国際人道法の「守護者」としての役割を担い、1949年のジュネーブ四条約と1977年の第一・第二追加議定書に基づいて活動しています。国際人道法の主軸を成すこれらの条約は、ICRCに次の権限を与えています。

ICRCは当事者との対話を通じて、以下のことを求めています。

- 敵対行為に参加していない人はすべて、いかなる場合にも差別しないで人道的に待遇する
- 戦闘員と文民を区別し、文民を攻撃しない
- 傷病者を救援し、衛生要員を保護する
- 戦争捕虜および被拘束者の尊厳を守り、家族と連絡を取り合ったり、支援を受ける権利を保障する

- 傷病兵や難船者の保護
- 戦争捕虜の訪問
- 紛争によって離散した家族の連絡回復や再会の支援
- 文民の保護
- 人道法により保護されるべき人々に対する処遇のモニタリングと、人間の尊厳の確保、など

## ICRCで働く

ICRCの職員は、中立・公平・独立の原則のもと、人道主義を掲げて紛争下で活動するため、その任務には重い責任が伴います。精神的・肉体的に厳しい職務であることは否めませんが、人々に希望と安心を与え、生きる力を支える、それがICRCの仕事の魅力です。



### アジア地域人事担当からのメッセージ

リシェール・アン・エスグエラ

今世界が抱えている差し迫った人道危機は、複雑化の一途を辿っています。こうした状況に呼応すべく、ICRCは80カ国以上に2,000人の国際要員(デレゲート)を配し、各国で採用された1万1900人の現地要員と共に現場で活動しています。ジュネーブ本部に勤務しているのは、1000人ほど。紛争や暴力の応酬に苦しむ人々の保護と支援を可能にしているのは、150年以上にわたり現場主義を貫き、私たちにしかできない活動を積み重ねてきた実績と経験からだと思えます。

私たちは、紛争地で支援を必要

としている人々のもとに駆け付けることをいとわない人材を探しています。2年以上の社会人経験があり、人道支援という強い使命感をお持ちなら、是非チャレンジしてみてください。

ICRCでの経験は、これまで培ってきたスキルをさらに磨き、どのような状況下にあっても冷静に判断し行動できる力を養う機会になるでしょう。そのための研修や訓練も充実しています。国籍やバックグラウンドが異なる同僚とチームを組んで活動する現場では、他では得られないやりがいと人生経験が得られるはずです。

応募方法および応募条件については、  
ICRC駐日事務所のウェブサイトをご覧ください。  
[jp.icrc.org/job/](http://jp.icrc.org/job/)





Hasaan Al-Najjar/ICRC



Katia Sorini/ICRC



Jose Gendron/ICRC



Cecilia Goinj/ICRC

# ICRCの活動

ICRCが活動する現場の多くは治安が不安定で、特に紛争の前線は複数の武装勢力が入り乱れる危険地帯です。その中で独立と中立の姿勢を貫き、助けを求める人々に公平に寄り添っています。

## 支援

紛争地域ではインフラが破壊され、生活環境が悪化し、最低限の生活を維持するのも困難となります。こうした現場では迅速な対応が必要となるため、ICRCは世界各地に人と物資の輸送態勢を整えて有事に備えます。生活必需品の入手ルート確保や生活・衛生環境の改善、不当な暴力からの救済などが現地での主な活動となります。

また、政治的解決が見い出せず、紛争が長期化する傾向にある昨今では、増え続ける難民・国内避難民への支援も優先課題の1つとなっています。

## 保護

戦争に一般市民を巻き込まないよう、国際人道法の尊重を交戦当事者に呼びかけます。また、必要な人道支援を届けるため、一時停戦を促すこともします。

戦闘の混乱によって離散した家族の再会支援も重要な任務です。行方不明者の捜索や消息に関する情報交換を関係当局と行い、戦争孤児や行方不明者を減らすため尽力します。また、国際人道法の“番人”として収容所を訪問し、人道的な処遇を受けているかをモニタリング。定期的に訪問することで被拘束者の処遇の実態や消息の把握が可能となり、施設内に問題を発見した場合は状況の改善を当局に打診します。

## 予防(国際人道法の普及)

戦闘に直接参加していない一般市民が攻撃を受け、凄惨な事態に発展することが多々あります。武力を用いた不当な攻撃は許されるものではなく、戦闘員でない人々を巻き込む無差別殺戮の可能性を秘めた兵器の使用は国際法違反です。

ICRCは紛争下の行き過ぎた行為を予防するために、国際人道法の順守を呼びかけ、法の精神の普及を行っています。軍隊や武装警察、武装グループなどはもちろん、将来を担う大学生を中心とした若者も対象としています。各国の教育当局や諸機関に対してもカリキュラムの導入を促進するなど、人道法の普及に努めています。

## 「赤十字運動」内の連携

創始者アンリー・デュナンが唱えた赤十字思想「傷ついた人々を敵味方の区別なく救うこと」は、ICRCと国際赤十字・赤新月社連盟(連盟)、そして各国赤十字・赤新月社の3つの機関によって受け継がれています。この3つの機関で構成されるのが「国際赤十字・赤新月運動」(赤十字運動)です。ICRCは紛争下での支援・保護活動に徹し、各国赤十字・赤新月社は主に国内で医療や福祉、および自然災害における救護活動を展開、連盟は190カ国\*の赤十字・赤新月社の活動を支援・推進し、各社間の調整を行います。

\*2017年2月現在